

## 遺言執行・遺産整理の報酬・費用・手数料等基準

### 1. 一般報酬（被相続人の相続財産額を基準に下記区分により算出した額）

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ・ 500万円以下の部分         | 25万円          |
| ・ 5,000万円以下の部分       | 価額の1.2%+19万円  |
| ・ 5,000万円を超え1億円以下の部分 | 価額の1.0%+29万円  |
| ・ 1億円を超え3億円以下の部分     | 価額の0.7%+59万円  |
| ・ 3億円を超える部分          | 価額の0.4%+149万円 |

### 2. その他報酬

- ・ 権利を取得する相続人（受遺者含む）の数4名を超える場合、超えた人数1名につき5万円加算
- ・ 特殊な名義書換・解約手続等諸手続代理・・・1件5万円以内加算  
（預貯金・株券・ゴルフ会員権・保険等）
- ・ 調査報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・当事務所報酬額規程による加算
- ・ 日当・交通費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・当事務所報酬額規程による加算

※ただし、事件の内容（複雑困難の度合等）により上記により算出した金額の30%の範囲内で増減額することができる。

4. 不動産の相続・遺贈登記等の登記手続の登録免許税、収入印紙、戸籍等取寄等の経費、各種証明書の手数料等は、実費により計算し、別途負担とする。また、所有権移転登記等登記手続は別途、当事務所登記報酬額規定による報酬額となる。

5. 遺留分減殺請求等、遺言執行に関して裁判上の手続が必要となり、弁護士を選任する必要があるときは、弁護士費用は、別途負担とする。

6. 納税が必要な場合の相続申告のための税理士費用は、別途負担とする。

7. 交通費、郵送料等の個別経費の実費は、別途負担とする。

※上記報酬額は税別価格の為、別途、消費税がかかります。

クローバースタイル法務事務所 司法書士 平井利誉

〒567-0881

大阪府茨木市上中条一丁目6番25号 西山ビル201号

TEL 072 (697) 8999

FAX 072 (697) 8998